

土木工事成績評定基準の改正について

土木工事に係る工事成績評定基準を次のとおり改正し、平成25年7月4日以降に指名又は公告する工事から適用する

改正前	改正後
(評定の対象) 第2 評定は、原則として1件の請負金額が <u>250万円</u> 以上の請負工事について行うものとする。ただし、引渡を受ける目的物がない工事又は簡易な維持修繕工事については、評定の対象外とする。	(評定の対象) 第2 評定は、原則として1件の請負金額が <u>500万円</u> 以上の請負工事について行うものとする。ただし、引渡を受ける目的物がない工事又は簡易な維持修繕工事については、評定の対象外とする。

建築工事成績評定基準の改正について

建築工事に係る工事成績評定基準を次のとおり改正し、平成25年7月4日以降に指名又は公告する工事から適用する。

改正前	改正後
(評定の対象) 第2 評定は、原則として1件の請負金額が <u>250万円を超える</u> 請負工事について行うものとする。 ただし、一括請負工事の場合で付帯工事の工事費が <u>250万円を超える</u> 場合には、付帯工事の評定を行うものとする。	(評定の対象) 第2 評定は、原則として1件の請負金額が <u>500万円以上</u> の請負工事について行うものとする。 ただし、一括請負工事の場合で付帯工事の工事費が <u>500万円以上</u> の場合には、付帯工事の評定を行うものとする。